

もう少しの更なる工夫で…

ゴミを活かし、再利用を！



クリーンセンター
清掃作業員 乾 浩司

住民のみなさんには、日頃よりごみの分別にご協力いただき、ありがとうございます。猪名川町は分別のマナーの良い方が多く、ごみ収集時なども助かっています。

ごみを正しく分別することは、資源が有効活用されるだけでなく、焼却や埋め立て処分の量を減らすことにつながり、環境に与える影響も軽減されます。

限りある資源を更に有効に活用するためにも、皆さんお一人おひとりが、もう少しずつ更に意識して分別していただくよう、ご協力をお願いします。

ご家庭へ配布している「ごみ収集カレンダー」や町ホームページでも、ごみ出しのルール
▲町ホームページ
を紹介していますので、確認してみてください。私たちの生活から切り離すことのできない「ごみ」をただ捨てるだけでなく、上手に再利用できるよう心がけましょう！

なお、現在、環境省より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた「ごみの捨て方」について示されていますので、みなさんのご協力をよろしくお願いします。

▶問合せ クリーンセンター
(☎ 768 - 0818)

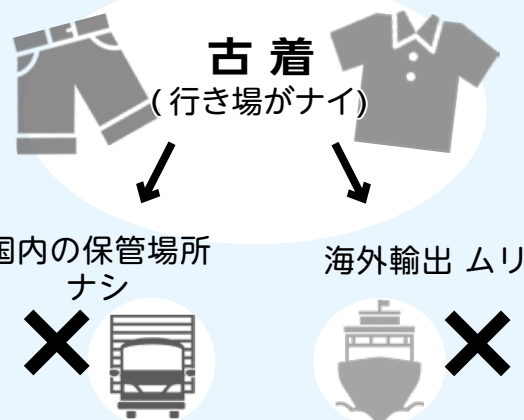
環境にも地域にも
優しい活動です！

再生資源集団回収の活用を！

「再生資源集団回収事業」とは、町が実施している通常のごみ収集とは別に、各自治会や子ども会などの地域団体が集めた資源ごみをリサイクル業者に引き渡す取り組みのことをいいます。現在、40 団体の登録があり、ごみの減量や資源の有効利用にご協力いただいています。

古着・古布については上記同様、当面の間の排出はお控えください。

古着の資源回収ストップ!!
今、行き場がありません…
しばらくお家に置いていて…



【衣類の回収について】

衣替えシーズンに加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出自粛などで大掃除をする人が増え、古着などの布類の回収量が増加しています。

通常、回収した布類の多くは、東南アジア地域を中心に海外へ輸出され、リサイクルされています。しかし現在は、同ウイルス感染症の世界的な拡大の影響で、輸出先の国々で厳しい規制が敷かれ、輸出することができません。これらは国内で保管するしかなく、保管能力を超えてしまうと、焼却処分しなければならない場合もあります。

せっかくの資源を無駄にしないためにも、当面の間は古着の排出（ごみ出し）は自粛いただき、各家庭で保管いただくようお願いいたします。

この取り組みは、資源ごみ 1 kgにつき 8 円の奨励金が団体に支払われることから、みなさんの活動や地域のコミュニティづくりにも活かされています。

※制度や団体の登録方法については、町ホームページ



捨てれば **ごみ**

活かせば **資源**

国崎クリーンセンターでプラスチックごみの中に混ざった「リサイクルに適さないごみ」を手作業で仕分けする様子

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅での食事や仕事、片づけなどの機会が多くなったことにより、各家庭でのごみの量が増えてきています。
今回は再生可能なごみに注目して、ごみを出すときの注意点を紹介します。

紙だつて立派な資源
捨てない！
リサイクルできる紙類は段ボールや新聞紙だけだと思いませんか？実は「雑がみ」といわれるお菓子や紙の紙箱やコピー用紙、チラシやパンフレットなど、リサイクルのできる紙類は、私たちの身の回りにあふれています。何気なく、ポイッとごみ箱に捨てているその一枚一枚が、私たちの大切な資源となります。

リサイクルできるごみ

■古紙類（新聞・牛乳パックなど）
■古布や古着
■葉刈類（長さ1m、太さ15cm未満）
■その他リサイクルできるごみ
■かん
■びん
■ペットボトル
■プラスチック製容器包装

ちよつとまつて!!
そのごみ「資源ごみ」かも?!
ごみは、ただ燃やすだけではなく資源として再利用（リサイクル）し、繰り返し使えるものがあります。本町では、リサイクルできるごみを「資源ごみ」など、左記のように区分して収集していますので再確認しましょう。



分別に気を付けて!!
プラ容器包装
←このマークが目印

- ① プラマークの有無を確認する
- ② 中身を空にする
- ③ 汚れは軽くふき取るか、洗う
- ④ 無色透明・半透明の袋で出す

※プラマークがない場合や、プラマークがあっても汚れが落ちない場合などは「燃えるごみ」に出してください



分別方法にご注意を
「資源」として出されたごみであっても、分別方法が間違っていたり汚れていたりすると、再利用することができません。特に、プラスチック製容器包装は「プラマーク」の有無に注意して分別してください。捨てる際は、食品容器や袋などは中身を使い切り、軽くふき取ったり、水洗いをして汚れを取り除いてから、ごみに出すようにしましょう。

新型コロナウイルス感染症に伴う 支援事業・イベント情報

6月19日現在、新規感染症患者の増加に歯止めがかかり、徐々に日常が取り戻されつつあります。しかし、感染症の心配が全くなくなったわけではありません。

引き続き「不要不急の外出、移動、特に人口密集地との往来」「3つの密（密閉・密集・密接）」が重なる心配のある集会・イベント、食事会などへの参加「帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動」などに注意し、手洗い・せきエチケットを徹底するなど、予防を心がけましょう。

◆各種保険料の減免

◎国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

▽対象・減免額 全額免除Ⅱ新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 一部減額Ⅱ新型コロナウイルス感染症により、主たる生

計維持者の事業・給与・不動産・山林収入のいずれかが令和元年中に比べて3割以上減少する見込みである世帯※その他要件あり

◎国民年金保険料

▽対象 令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、当年中の所得見込額が通常の国民年金保険料の免除などに該当する水準となることが見込まれる人

いづれも▽問合せ 保険課（☎767・6235）

◆休業要請事業者経営継続支援

緊急事態宣言が5月末まで延長されたことを受け、5月7日以降も休業などの要請に応じた中小法人および個人事業主に対して、休業要請事業者経営継続支援金の追加交付を行っています。

▽問合せ 経営継続支援金相談ダ



日頃から備えましょう

◆避難場所の確認

災害に備え、ご自身の住んでいる地域の避難場所や避難経路、町内の洪水・浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを事前に確認するようお願いいたします。

避難所での新型コロナウイルス感染症予防の観点から、3つの密を避けるため、安全が確保できる知人宅など、複数の避難先も検討しておきましょう。また、洪水や土石流の恐れがある場合は、家の2階以上の高い部屋に避難するといった方法もあります。

警報の発令や町が指定する避難所などについては、いなぼうネットなどの災害情報配信サービスのほか、ラジオや町ホームページなどでも情報を収集し、必要な対策を取りましょう。

◆持ち物の準備

携帯ラジオや常備薬、貴重品や懐中電灯などは、家の中のわかりやすい場所に置いておくようにしましょう。非常食品の賞味期限切れには十分



災害に備えを！

～新型コロナウイルス感染症対策にも意識を～

いつどこで起こるかわからない地震や、台風などによる風水害や土砂災害。災害に備え、命を守るために準備しておかなければいけないことを「猪名川町防災マップ」で今一度確認しておきましょう。

▷問合せ 生活安全課（☎766－8703）

災害情報などを配信

もしものために登録を！

いなぼうネット

▷登録方法 下のQRコードまたはinagawa@bosai.net宛てに空メールを送信し、返信メールの「利用規約（必読）」を読み、「利用規約に同意して登録する」を選択。



防災情報配信サービス（FAX・固定電話）

▷登録方法 生活安全課に備え付けの登録用紙（町ホームページからダウンロード可）に必要な事項を記入のうえ、同課。

関西停電情報を確認

町内で停電が発生するとアプリでお知らせし、復旧見込み時間を確認できます。

▷登録方法 「関西停電情報」で検索または右記のQRコードからダウンロード



注意し、カセットコンロなどは使用に備えて点検しておくことも大切です。

避難所での新型コロナウイルスなどの感染症予防のため「マスク・体温計・携帯用消毒液」も持参してください。

◆ご近所で助け合い

避難する際は、近隣の人たちの安否を確認したり、1人での避難が難しい高齢者や障がいのある人を手伝うなど、助け合うことも必要となります。



日ごろから挨拶をするなど、ご近所とのつながりも大切にしておきましょう。

ウェブ版も！

外出先で手元に防災マップがなくとも、パソコンやスマートフォンなど利用できる「ウェブ版」もあります。画面上でマップを拡大して細かなところまで確認できます。ぜひ、ご利用ください！



新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせ



▲詳細は町ホームページ

▷新型コロナウイルス感染症が疑われる場合など

帰国者・接触者相談センター（伊丹健康福祉事務所平日 9:00～17:30） ☎072－785－9437

兵庫県 24 時間対応コールセンター ☎078－362－9980

▷新型コロナウイルス感染症への町の対応など

生活安全課（対策本部） ☎767－1207

▷各種イベントなどの中止・延期、施設の開設状況など

各施設窓口（電話番号は、い～なガイドブックや町ホームページなどでご確認ください）



保険料などの

お知らせ

後期高齢者医療保険料などについて

後期高齢者医療制度は、被保険者（75歳以上または65歳以上で障害認定により加入の人）一人ひとりが保険料を納めます。表1を基に計算した後期高齢者医療保険料額決定通知書を、7月上旬に送付します。

表1 令和2年度後期高齢者医療保険料(年額)

均等割額	+	所得割額
51,371円		(前年中の総所得金額等(※) - 33万円) × 10.49%
令和2年度保険料額 最高限度額 64万円		

※総所得金額等＝収入額－控除額（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費）
◇控除額には、所得控除（社会保険料控除・扶養控除など）は含みません

◆支払方法

①年金からの支払い（特別徴収）※該当要件あり、口座振替に変更可。4・6・8月に仮徴収、10・12・翌2月に本徴収として納めていただきます。所得などの変動により仮徴収額と本徴収額に大きく差が出る人は、年間を通じてできるだけ均等になるように8月の仮徴収額を調整します。

②口座振替や納付書での支払い（普通徴収）※納期限は7月～翌年3月（9回払い）

◆保険料の軽減

◎均等割軽減割合および軽減判定基準の変更
同一世帯の世帯主と被保険者の所得に応じて表2のとおり軽減が適用。

◎被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、所得割がからず、後期高齢者医療制度の被保険者となつてから2年間は均等割額が5割軽減され、2万5千685円となります。

表2 軽減基準額（均等割額）

軽減の種類 (軽減後の額)		令和元年中の総所得金額 (被保険者＋世帯主)が 次の基準額以下の世帯
令和元年度	令和2年度	
2割 (39,084円)	2割 (41,096円)	【令和元年度】33万円＋(51万円×被保険者数) 【令和2年度以降】33万円＋(52万円×被保険者数)
5割 (24,427円)	5割 (25,685円)	【令和元年度】33万円＋(28万円×被保険者数) 【令和2年度以降】33万円＋(28.5万円×被保険者数)
8.5割 (7,328円)	7.75割※ (11,558円)	33万円以下
8割 (9,771円)	7割 (15,411円)	33万円以下かつ世帯内の被保険者全員の所得が0円(年金所得は控除額を80万円として計算)

※本来は7割軽減ですが、特例措置により7.75割軽減となります

◆7月下旬に送付します

◎被保険者証

新しい被保険者証は、特定記録郵便で送付します。8月1日からは、新しい被保険者証で受診してください。

◎限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関の窓口で認定証を提示すると、医療機関ごとに1カ月間に支払う自己負担額が、外来・入

期高齢者医療制度に移行後も、継続して同一の世帯に属する人

◎配達方法・時期

特定記録郵便で7月20日頃までに世帯主宛に加入者全員の一括送付します。

◎国保をやめるとき

町国保以外の健康保険に加入（変更）した人は、その日から国保の被保険者証は使えません。新しく加入された保険証と国保の被保険者証・認印をお持ちのうえ、必ず同課へ届け出てください。

◆保険料の納付が困難な場合

災害や所得の著しい減少により納付が困難な人は、申請により国保料の減免を受けることができます。納税通知が届いたら、第1期目の納期限までに申請してください。

国民健康保険税などについて

加入する各世帯主を納税義務者として（世帯主本人が加入していない）なくても納税義務者は世帯主、表3を基に計算した納税通知書を、7月上旬に送付します。

◆支払方法

①口座振替や納付書での支払い（普通徴収） ②年金からの支払い

表3 令和2年度 国保税率・額 () 内は前年度の数値

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
a. 所得割額 (前年中の総所得金額－33万円) × 税率	5.4% (5.4%)	2.28% (2.28%)	2.45% (2.45%)
b. 均等割額 国保加入者1人あたり	22,000円 (22,000円)	9,100円 (9,100円)	10,600円 (10,600円)
c. 平等割額 1世帯あたり	17,100円 (17,100円)	7,100円 (7,100円)	5,500円 (5,500円)
課税限度額 最高限度額	63万円 (61万円)	19万円 (19万円)	17万円 (16万円)

※a～cの合計額が1年間の国保税額、介護分は40～64歳の国保加入者がいる世帯のみ課税

表4 軽減基準額（均等割額・平等割額）

軽減種類	軽減基準所得
2割	【令和元年度】33万円＋51万円×(特定同一世帯所属者数＋被保険者数)以下 【令和2年度以降】33万円＋52万円×(特定同一世帯所属者数＋被保険者数)以下
5割	【令和元年度】33万円＋28万円×(特定同一世帯所属者数＋被保険者数)以下 【令和2年度以降】33万円＋28万5千円×(特定同一世帯所属者数＋被保険者数)以下
7割	33万円

◎被保険者証の一体化

令和2年度より「被保険者証」と70歳以上の人に交付している「高齢受給者証」が一体化されました。8月1日からは、「被保険者証兼高齢受給者証」として、1枚で医療機関を受診できます。

◆国民健康保険証の更新

現在交付している「国民健康保険被保険者証」の有効期限は令和2年7月31日までです。8月1日からは、新しい被保険者証で受診してください。

▶問合せ

後期高齢者医療制度
国民健康保険制度
いずれも保険課まで
(☎ 767－6235)